

メールで「有料動画の未納料金が発生しています」は架空請求詐欺です

市・県民税の申告が必要な人

- 令和6年の1月～12月の間に収入がなかった人
- 遺族年金、障害年金などの非課税年金のみを受給している人
- 令和6年の1月～12月の間に収入があった人で右記の「市・県民税の申告が必要ない人」に該当しない人

市・県民税の申告が必要ない人

- 税務署に所得税の確定申告をする人
- 給与所得または公的年金所得のみの人
(支払者が支払報告書を市役所に提出している場合)
※ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加または変更がある場合には申告が必要となります。

市の相談会場で受付ができない申告

- 土地建物などの譲渡所得の申告
- 住宅借入金等特別控除(初年度)の申告
- 令和5年分以前の申告
- 消費税・贈与税などの所得税以外の申告

作成済の確定申告書はお預かりできません。

- 株式などの譲渡所得・配当所得の申告
- 令和6年中に亡くなった方の申告(準確定申告)
- 青色申告
- 国外に居住する親族の扶養控除の申告

※市の相談会場では市・県民税および簡易な所得税の申告のみ受け付けています。上記の申告をする場合または作成済みの確定申告書については、古河税務署に直接提出(郵送可)をお願いします。
また、マイナンバーカードをお持ちの方は電子申告(e-Tax)をご利用ください。

確定申告書等
作成コーナーは
こちらから▶



令和7年度における市・県民税が一部改正になります

- 詳しくは市ホームページをご覧ください。

市ホームページは
こちらから▶



☎課税課 市民税係 ☎0297(21)2213

※申告相談期間中(2月10日～3月17日)は申告相談会場(右ページ記載)へお問い合わせください。

相談会場 混雑予想カレンダー

2月					3月				
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
猿島公民館					市役所				
10 混雑	11 閉庁日	12 混雑	13	14	3 混雑	4	5	6	7
市役所					市役所				
17 混雑	18 混雑	19	20	21	10	11	12	13 混雑	14 混雑
市役所					市役所				
24 閉庁日	25	26	27	28 混雑	17 混雑				

※混雑予想は例年の受付状況を参考にしたものです。

古河税務署からのお知らせ 令和6年分「確定申告」に関する案内

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を2月17日(月)～3月17日(月)まで開設します。
また、確定申告には会場に出向かずに、ご自宅でスマホ・パソコンから申告する「e-Tax」が便利です。
詳しくは1月16日発行の広報ばんどうお知らせ版をご覧ください。

公的年金等の源泉徴収票

国民年金、厚生年金などの老齢・退職年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象です。(障害・遺族年金は非課税所得となります。)

老齢年金受給者には1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月中旬から順次、はがきまたは電子データで送付されます。申告の際には忘れずに提示してください。

☎ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 下館年金事務所 ☎0296(25)0829